

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

羽生市長 河田 晃明

市町村名 (市町村コード)	羽生市 (11216)
地域名 (地域内農業集落名)	新郷地区 (下新田東部・下新田西部・中新田西・中新田下・中新田上・中新田中・住吉中・住吉下・第九南・九区中組・宿中組・上宿・別所・西新田・下新郷北部・下新郷中央部・下新郷南部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月19日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】 主な作物: 水稻・麦 担い手: 認定農業者等38人、利用者8人 ★農業者の高齢化や担い手不足が進んでいる。 ★農道や水路が老朽化している。 ・地域内の大部分で比較的条件の良いほ場が広がっており、認定農業者等を中心に農地集積を行っている。 ・他地区に比べてかなり早い段階で農地中間管理事業を活用した農地貸借・農地集約が行われており、事業に関する認識度・定着率も高い。 ・地域内に多面的機能支払交付金事業を活用した活動組織「農援隊」「チーム7」「新郷8区の環境を守る会」がある。 【不安や課題】 ★後継者がおらず、自分が離農した時に次の耕作者が見つかるか不安。 ★農地が分散しており、作業効率が悪い。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

1 主要作物は、水稻・麦。 2 地域内における規模拡大を希望する農業者の把握・共有。 3 農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを増やす。 4 地域内における農地の賃借料の均一化を図る。 5 ほ場に面している農道・水路・法面及び畦畔の管理については、近隣ほ場や他の耕作者の営農に支障が出ないよう、原則、当該ほ場を耕作している耕作者にて適切な管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	442 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	363 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内における「現況農地(一般田・一般畑)」を地域計画対象農地とする。
以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年6月19日開催)において、地域計画区域内の農地における効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
上新郷住吉上3648、3649、3651、3652、3653、3654、3655、3658、3659、3660、3661、3662、3663、3664-1、3664-2、3665、3666、3667-1、3667-2、3668、3669-1、3669-2、3670-1、3670-2、3671、3672、3674-1、3674-2、3675-1、3675-2、3676-1、3676-2、3677-1、3677-2、3678-1、3678-2、3679-1、3679-2、3680、3681、3682、3683、3684、3686、3713、3656、3657、3687、3688、3689-1、3689-2、3689-4、3690-1、3690-8、3691、3692、3693、3694、3695、3696、3697-1、3698-1、3699-1、3707-1、3708-1、3709、3711、3712
※農業振興地域外の農地・現況地目が農地ではない農地・開発予定区域内の農地は、地域計画策定範囲に含まない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
分散ほ場の課題解決に向け、定期的な協議の場における経営体間の話し合いを通じた農地の集積・集約に取り組む。多面的事業支払交付金事業または羽生市遊休農地解消対策事業費補助金を活用した畦畔除去を行い集積を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
引き続き農地中間管理事業を活用した農地貸借を行い、相対による農地貸借(口約束・農作業受委託契約)についても段階的に農地中間管理事業へと移行していく。 農地中間管理機構を通じた農地貸借の定着を進め、今後も継続して耕作状況の見える化を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
【実施済み】 行田・羽生土地改良事業(S42～52) 公社営区画拡大事業－上新郷地区(H30) 公社営区画拡大事業－新郷地区(R1) 公社営区画拡大事業－新郷(第2期)地区(R2)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
加須農林振興センター及び羽生市農政課において新規就農相談を受けた際には、地元農業者と連携して農地の斡旋や指導者の選定、アフターフォローを行うなど、地域一体となって新規就農者の定着に取り組む。 また、県・市及びJAで行っている就農支援の周知・PRを行い、市内外問わず若年層や定年退職者など多様な経営体(農業を担う者)の確保・育成を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻・麦の病虫害防除については、農業者の任意でJAに委託することが可能。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

ほ場に面している農道・水路・法面及び畦畔の管理については、近隣ほ場や他の耕作者の営農に支障が出ないよう、原則、当該ほ場を耕作している耕作者にて適切な管理を行う。